

## 第 5 期障害福祉計画 (H30 年～H32 年) の目標値の設定について (案)

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

- 平成 32 年度末までに施設入所者の 9%以上が地域生活へ移行

$$54人 \times 9\% = 4.86人 \approx \underline{5人} \quad (\text{在宅}1人、GH4人と見込む)$$

- 福祉施設入所者数を 2%以上削減

$$54人 \times 2\% = 1.08人 \approx \underline{1人}$$

項目	数値
基準とする入所者数 平成 28 年度末の人数	54 人
目標年度入所者数 平成 32 年度末時点	53 人
【目標値】 縮減見込み	1 人減
【目標値】 地域生活移行数	5 人

## 【国の指針】

## ①施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上を地域生活へ移行。

## ②施設入所者の削減

平成 28 年度末時点の施設入所者の 2%以上を削減。

※平成 29 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成 32 年度末における施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

## 【県の目標】

## ①施設入所者の地域生活への移行

平成 28 年度末時点の施設入所者 (1,018 人) の 21.7% (221 人) を移行。(境港市：12 人)

## ②施設入所者の削減

平成 28 年度末時点の施設入所者 (1,018 人) の 7.1% (72 人) を削減。  
(境港市：4 人)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置

項目	数値
基準とする設置数 平成29年度末の協議の場	0箇所
目標年度設置数 平成32年度末時点	1箇所 (圏域)

### 【国の指針】

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単独設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

### 【県の目標】

市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域ごとに設置する。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について整備

項目	数値
基準とする拠点数 平成29年度末の拠点数	0箇所
目標年度拠点数 平成32年度末時点	1箇所

### 【国の指針】

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

### 【県の目標】

障がいのある方の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成32年度末までに各市町村に1箇所を目標値として設定する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用して、一般就労に移行することを推進

(福祉施設の範囲：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

- ・就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数をH28比で1.5倍以上

$$3 \text{ 人} \times 1.5 = 4.5 \text{ 人} \quad \underline{5 \text{ 人}}$$

- ・就労移行支援事業の利用者数をH28末比で2割以上増加

$$1 \times 0.2 = 0.2 \text{ 人} \div \underline{1 \text{ 人}}$$

項目	数 値	備 考
基準とする移行者数 平成28年度	3人	2人⇒3人 (自立訓練を含めたことによる)
【目標値】 平成32年度において一般就労を開始する人数	5人	

項目	数 値	
基準とする 就労移行支援利用者数 平成28年度末時点	1人	
【目標値】 平成32年度末における 就労移行支援利用者数	2人	

【国の指針】

①福祉施設から一般就労への移行

平成28年度実績の1.5倍以上とする。

②就労移行支援事業の利用者数

平成28年度末の利用者から2割以上増加する。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行支援事業のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

④就労定着支援事業の職場定着率

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

※平成29年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成32年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

**【県の目標】**

①福祉施設から一般就労への移行

平成28年度末時点の一般就労移行実績84人の1.5倍（126人）を一般就労へ移行。（境港市：7人）

②就労移行支援事業の利用者数

市町村・圏域において見込まれるサービス量を基本として設定。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割とする。

④就労定着支援事業の職場定着率

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

**（5）障害児支援の提供体制の整備等**

①児童発達支援センターの設置

項目	数値	備考
現状値	1箇所	
<b>【目標値】</b> 平成32年度末時点	1箇所	現在の提供体制の 維持・拡充

**【国の指針】**

各市町村に少なくとも1箇所以上の設置を基本とする。困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

**【県の目標】**

現状4箇所＋各圏域新設3箇所

②保育所等訪問支援の充実

項目	数値	備考
現状値	1箇所	
<b>【目標値】</b> 平成32年度末時点	1箇所	現在の提供体制の 維持・拡充

**【国の指針】**

平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

**【県の目標】**

現状5箇所＋各圏域新設3箇所

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

項 目	数 値	備 考
現状値	0 箇所	
【目標値】 平成 3 2 年度末時点	1 箇所	圏域での設置

【国の指針】

各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【県の目標】

現状 4 箇所＋市町村新設 3 箇所＋各圏域新設 3 箇所

④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

項 目	数 値	備 考
現状値	0 箇所	
【目標値】 平成 3 2 年度末時点	1 箇所	圏域での設置

【国の指針】

各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保することを基本とする。困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

【県の目標】

現状 5 箇所＋市町村新設 3 箇所＋各圏域新設 3 箇所

⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

項 目	数 値	備 考
現状値	0 箇所	
【目標値】 平成 3 0 年度末時点	1 箇所	圏域での設置 県の関与が必要

【国の指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 3 0 年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

【県の目標】

県 1 ＋圏域 3 ＋鳥取市 1